

職員による文書改善プロジェクト 成果物

令和5年度

救急医療情報キットの更新のご案内

芝地区総合支所区民課

1 文書の概要

文書名	救急医療情報キットの更新のご案内
対象者	救急医療情報キットを配付した人
用途	救急医療情報キットの内容を更新してもらう。
使用頻度	年間2,000枚程度（年1回対象者に送付）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルのメッセージ性が弱くポイントが伝わらない。・各項目の情報量が多く、案内を読んでも何をすればよいか分かりにくい。・チェック表にまとまりがなく、活用しにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・タイトルを目立たせ、救急医療情報キットを更新すると何に役立つのか明確にした。・項目番号で示すのではなく「ポイント」との言葉を使用して見出しを強調し、読みやすくした。・チェック表を見やすく整備し、使いやすい様式にした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・この文書が正しく読まれ、救急医療情報キットが更新されることで、緊急時の迅速な救助につながる。・どのように行動すればよいか分かりやすくなり、対象者の負担が軽減される。・対象者の行動がスムーズになることで、対象者からの問合せ件数が減る。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①
タイトルのメッセージ性が弱く
ポイントが伝わらない。

課題②
情報量が多く、案内を読んでも何をすればよいか分かりにくい。

課題③
チェック表にまとまりがなく、活用しにくい。

令和4年11月、

救急医療情報キットをお持ちの方へ
～改めて内容物を確認してください～


1 現在の救急情報シートの内容に変更はありますか？
変更があった際は、同封した救急情報シートに最新の情報を記入し、救急情報シートを入れ替えてください。
古い情報のままになっていると、救急活動の際に支障をきたす可能性があります。
なお、差し替えた古い救急情報シートは、ご自身で破棄してください。

2 キットに保管している健康保険証のコピー等の内容に変更はありますか？
キットに保管している健康保険証、診察券、薬剤情報提供書などの内容を確認し、変更があった際は、最新のものに入れ替えてください。


3 キットに入れ忘れはありますか？
キットの中に入れ忘れが無いように確認をお願いします。

チェック欄


- 救急情報シート
- 薬剤情報提供書(写し)
- 健康保険証(写し)
- 診察券(写し)
- 写真(ご本人確認用)




薬剤情報提供書(写し)




救急情報シート(かかりつけ医や持病などを記入)



健康保険証(写し)



診察券(写し)



写真(本人確認用)

【問合せ先】
何かご不明点等ございましたら、お住まいの地区の担当支所までご連絡ください。

お住まいの地区	担当支所
芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	芝 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL. 3578-3161 担当者 [REDACTED]
東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木	麻布 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒106-8515 港区六本木5-16-45 TEL. 5114-8822 担当者 [REDACTED]
元赤坂、赤坂、南青山、北青山	赤坂 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒107-8516 港区赤坂4-18-13 TEL. 5413-7276 担当者 [REDACTED]
三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	高輪 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒108-8581 港区高輪1-16-25 TEL. 5421-7085 担当者 [REDACTED]
芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	芝浦港南 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8516 港区芝浦1-16-1 TEL. 6400-0022 担当者 [REDACTED]

(2) 改善後

改善点①

タイトルを目立たせ、更新すると何に役立つのか明確にした。

改善点②

「ポイント」との言葉を使用して見出しを強調し、読みやすくした。

改善点③

チェック表を整備し、使いやすくした。

令和5年10月

救急医療情報キットを**更新**して、 万が一に備えよう！！

もしもの時の備えとして、**更新のポイント**を紹介します。

ポイント①

救急情報シートと救急医療情報キットの中身は**最新のものに！**

救助の際、正しい情報が分からないと状態の把握に時間がかかってしまいます。

ポイント②

入れ忘れをなくして、救助のタイムロスを防ぐ！

今、確認してみましょう。

- 救急情報シート
- 薬剤情報提供書(コピ-)
- 健康保険証(コピ-)
- 診察券(コピ-)
- 写真(本人確認用)

救急情報シート

薬剤情報提供書(コピ-)

健康保険証(コピ-)

診察券(コピ-)

写真

ポイント③

救急医療情報キットは必ず**冷蔵庫に保管！**

冷蔵庫以外の場所にあると、救助の際、すぐに発見できません。

【問合せ先】

港区 各地区総合支所 保健福祉係

芝地区	03-3578-3161
高輪地区	03-5421-7085
麻布地区	03-5441-8822
赤坂地区	03-5413-7276
芝浦港南地区	03-6400-0022

最新の情報に更新しておくことが、
あなたの大切な命を守ります！

救急医療情報キットをお持ちの方へ ～改めて内容物を確認してください～

1 現在の救急情報シートの内容に変更はありませんか？

変更があった際は、同封した救急情報シートに最新の情報を記入し、救急情報シートを入れ替えてください。

古い情報のままになっていると、救急活動の際に支障をきたす可能性があります。なお、差し替えた古い救急情報シートは、ご自身で破棄してください。

2 キットに保管している健康保険証のコピー等の内容に変更はありませんか？

キットに保管している健康保険証、診察券、薬剤情報提供書などの内容を確認し、変更があった際は、最新のものに入れ替えてください。

3 キットに入れ忘れはありませんか？

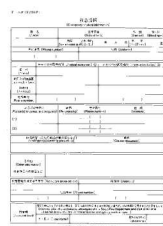
キットの中に入れ忘れが無いように確認をお願いします。

チェック欄

- 救急情報シート
- 薬剤情報提供書 (写し)
- 健康保険証 (写し)
- 診察券 (写し)
- 写真 (ご本人確認用)



薬剤情報提供書(写)



救急情報シート
(かかりつけ医や
持病などを記入)



健康保険証(写)



診察券(写)



写真
(本人確認用)

4 キットの筒は冷蔵庫に入れてください

キットの筒は冷蔵庫の中に入れて保管してください。※他の場所に保管しておくと救急隊がキットの筒を発見できない場合があります。

【問合せ先】

何かご不明点等ございましたら、お住まいの地区の担当支所までご連絡ください。

お住まいの地区	担当支所
芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	芝 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 TEL.3578-3161 担当者 
東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木	麻布 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒106-8515 港区六本木 5-16-45 TEL.5114-8822 担当者 
元赤坂、赤坂、南青山、北青山	赤坂 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒107-8516 港区赤坂 4-18-13 TEL.5413-7276 担当者 
三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	高輪 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒108-8581 港区高輪 1-16-25 TEL.5421-7085 担当者 
芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	芝浦港南 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8516 港区芝浦 1-16-1 TEL.6400-0022 担当者 

救急医療情報キットを**更新**して 万が一に備えよう！！

もしもの時の備えとして、**更新のポイント**を紹介します

ポイント①

救急情報シートと救急医療情報キットの中身は**最新のものに！**

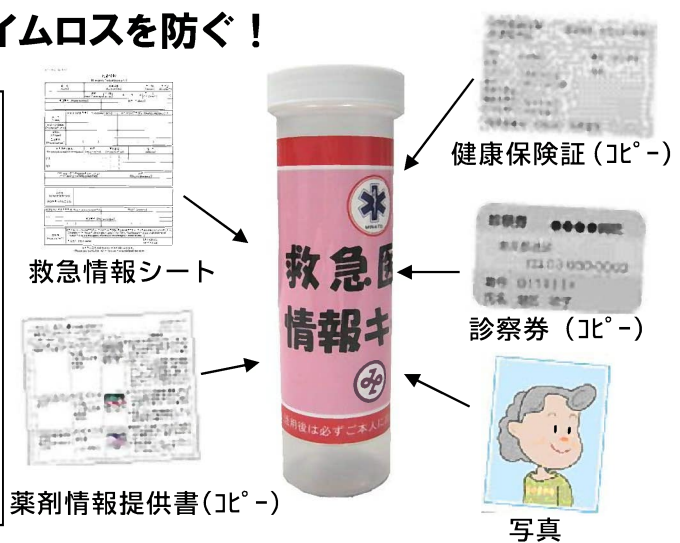
救助の際、正しい情報が分からないと状態の把握に時間がかかってしまいます。

ポイント②

入れ忘れをなくして、救助のタイムロスを防ぐ！

今、確認してみましょう

- 救急情報シート
- 薬剤情報提供書(北°-)
- 健康保険証(北°-)
- 診察券(北°-)
- 写真(本人確認用)



ポイント③

救急医療情報キットは必ず**冷蔵庫に保管！**

冷蔵庫以外の場所にあると、救助の際、すぐに発見できません。

**最新の情報に更新しておくことが、
あなたの大切な命を守ります！**

【問合せ先】

港区 各地区総合支所 保健福祉係

芝地区	03-3578-3161
高輪地区	03-5421-7085
麻布地区	03-5441-8822
赤坂地区	03-5413-7276
芝浦港南地区	03-6400-0022

在宅避難に関するお知らせ

高輪地区総合支所協働推進課

1 文書の概要

文 書 名	在宅避難に関するお知らせ
対 象 者	全区民
用 途	在宅避難を推奨する。
使用頻度	年間約4, 000枚（防災訓練等で使用）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・区が一番伝えたい内容が目立たず分かりにくい。・全体的に文章量が多く、趣旨が伝わりづらい。・在宅避難と直接関わりの低い内容が多く、手に取られにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・一番伝えたい内容を強調することで、その内容が一目で分かるようにした。・全体的に文章量を減らし、在宅避難を推奨すること、在宅避難する場合は何を準備すればよいかを簡潔に記載することで、趣旨が伝わりやすい文章にした。・手に取ってもらえるよう、在宅避難のデメリットもあえて記載し、対象者が自分で行動を選択できるようにした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・メリットとデメリットを認識することで、避難所へ避難すべきか、在宅避難をするべきか、状況に応じて適切に判断することができる。・在宅避難の準備に必要なものを、簡易な文章とイラストにより理解することで、適切な備えができる。・対象者が適切に避難できることで、災害時の区の対応も効率的に行うことができる。
使用の検討	令和6年度から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

大震災に備える

在宅避難のすすめ

市区では、自宅に大きな被害がない場合、自宅を生活の拠る「在宅避難」を推奨しています。過去の震災において避難所では、犯罪や感染症の流行など様々な問題が発生しました。震災は、いつ発生するかわかりません。安心して在宅避難を続けられる準備をはじめましょう。

発災前、日頃からの準備

- 家族で安否確認方法を話し合しましょう。
大震災発生時は、公共交通機関が停止する可能性があります。東京圏では条例により、震災後3日間はひとりで外出せず、事業所や大学等に留まる帰宅指示が実施されています。
あらかじめ、家族の集合場所や安否確認の方法について話し合っておきましょう。安否確認には、災害用伝言ダイヤル(171)や、通信キャリア各社の災害用伝言板の機能などをまとめて確認できる「J-mpi 安否情報」として検索 (<http://mpi.jp>) が有効です。 www.kyocera.com
- 地域の活動に参加し、顔見知りを増やしましょう。
臨時 近隣大震災の際、がれきりの中から救出された8割の方が、家族や近隣住民によって助けられました。
災害時には、住民団士の協力が不可欠です。地区の活動や防災訓練などに参加して、顔見知りや助け合える関係性をつくりましょう。またマンションでは、外部からの支援や救助に時間がかかる場合があります。管理組合等で安否確認の方法について話し合い、訓練をしましょう。

発災時に、ケガをしないための準備

- 家具類の転倒防止対策をしましょう。
震災時のケガの3〜5割は、室内での家具類の転倒等が原因とされています【東京消防庁調べ】。家具や割れかたがらすが危険な状況では、在宅避難を続けることは困難です。
市区では、家具転倒防止対策に有効な器具類を無償で支給しています。

もし、自宅を離れて生活することになったら

避難所や親戚の家に行くなど中長期的に自宅を離れることになった場合、通電火災や断水復旧後の漏水事故などを防ぐため、ブレーカーを落とし、ガスと水道の元栓を閉めましょう。
マンションにお住まいの方は、緊急修理の支援が出る場合があるので、連絡先を管理組合や管理員などに伝えましょう。

課題①
一番伝えたい内容が目立たず分かりにくい。

課題②
全体的に文章量が多く、趣旨が伝わりづらい。

課題③
在宅避難と直接関わりの低い内容が多く、手に取られにくい。

発災後、在宅避難を続けるための準備

- 日常備蓄をはじめましょう。
災害への備蓄を負担なく続けるには、日頃利用している食料品や日用品を少し多めに購入する「日常備蓄」が有効です。
乳幼児にはオムツ、高齢者には常備薬など家族構成により、必要な備蓄品は異なります。
あらかじめ家族に必要な備蓄品について話し合きましょう。
- 携帯トイレの備蓄をはじめましょう。
発災後は、自宅のトイレが使えない場合があります。過去の震災では、避難所のトイレには長蛇の列ができ、衛生環境の悪化から感染症の発生率やトイレの使用回数を減らすため、水分と食事の摂取を控え体調を悪くする人がいました。
震災時のトイレの課題は、震災関連死の一因となります。携帯トイレの備蓄をはじめましょう。

携帯トイレとは
排泄物を処理する、便袋(し尿のための袋)と凝固剤がセットになったもの。区のあせん事業やホームセンター、書店、通販サイト等で購入できます。

備蓄の目安 (トイレの回数)	1人1日 約5回 × 家族の人数 × 7日分以上 <small>(大小別別注)</small>	1人家族の場合	約140回分以上必要
-----------------------	---	----------------	-------------------

日常備蓄のイメージ

発災後は、水を流さないで!!
発災後は、排水管が壊れている可能性があります。排水管整備時は、逆流やマンション上層で流したものが下層で溢れ出す可能性があります。安全確認ができるまで、水を流すのはやめましょう。

- ゴミの保管場所を考えましょう
ゴミの収集はしばらく停止する可能性があります。使用済み携帯トイレなどのゴミは、パランダなど各戸の敷地内で保管しましょう。

エレベーターには乗らないで!!
エレベーターが動いていても余震等で停止し、閉り込め被害の可能性があります。エレベーターには乗らずに、階段を使って移動するようにしましょう。高層マンションに住む方は特に、各家庭での備蓄が重要です。

● 問合せ：高輪地区総合支所 協働推進課 TEL：03-5421-7621

(2) 改善後

改善点②

全体的に文章量を減らし、簡潔に趣旨が伝わりやすい文章にした。

改善点①

一番伝えたい内容を強調し、その内容が一目で分かるようにした。

港区では、在宅避難を推奨しています！

避難所へ行くだけが避難ではない！

在宅避難のすすめ

「災害が起きたら、避難所に行かなくてはいけない」と思っていないですか？
災害時、自宅の安全が確認できた場合は、無理に避難所に行く必要はありません。
避難所に行くことが、かえって危険な場合もあります。
自宅の安全が確認できた場合は、自宅で避難生活を送ってください。
ただし、少しでも安全に疑問がある場合は、避難所に避難してください。

在宅避難のメリットは？

- ・ 住み慣れた場所で避難生活が送れる
- ・ 感染症にかかるリスクが減る
- ・ 集団生活での心理的負担がない



在宅避難のデメリットは？

- ・ 支援物資を受け取りにくい
- ・ 高層マンションなどでエレベーターが停止した場合は移動がしづらい

改善点③

デメリットもあえて記載し、自分で行動を選択できる構成にした。

在宅避難をするための準備



大型家具は固定する



7日分の飲料水、食料品等を備蓄する



7日分の携帯トイレ等の衛生用品を備蓄する



ライフラインの停止に備えた備蓄をする



ごみの保管場所を確認する

【問合せ】 港区 高輪地区総合支所 協働推進課
TEL:03-5421-7621

在宅避難のすすめ

港区では、自宅に大きな被害がない場合、自宅で生活を続ける『在宅避難』を推奨しています。過去の震災において避難所では、犯罪や感染症の流行など様々な問題が発生しました。震災は、いつ発生するかわかりません。安心して在宅避難を続けられる準備をはじめましょう。

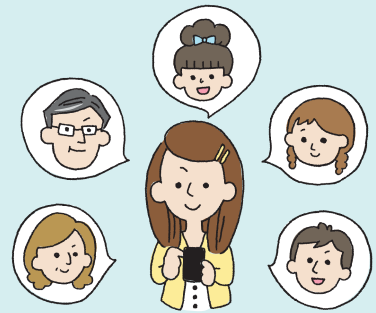
発災前、日頃からの準備

● 家族で安否確認方法を話し合いましょう。

大震災発生時は、公共交通機関が停止する可能性があります。東京都では条例により、発災後3日間はむやみに移動せず、事業所や大学等に留まる帰宅抑制をお願いしています。

あらかじめ、家族の集合場所や安否確認の方法について話し合っておきましょう。安否確認には、災害用伝言ダイヤル(171)や、通信キャリア各社の災害用伝言板の情報などをまとめて確認できる「J-anpi 安否情報まとめて検索 (<http://anpi.jp>)」が有効です。

J-anpi 安否情報まとめて検索

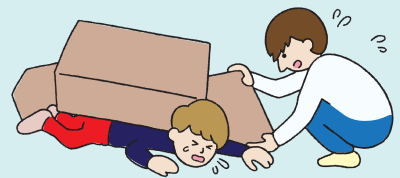


● 地域の活動に参加し、顔見知りを増やしましょう。

阪神・淡路大震災の際、がれきの中から救出された8割の方々が、家族や近隣住民によって助け出されました。

災害時には、住民同士の協力が不可欠です。地元町会の活動や防災訓練などに参加して、顔見知りを増やし、助け合える関係性をつくりましょう。

またマンションでは、外部からの支援や救助に時間がかかる場合があります。管理組合等で安否確認の方法について話し合い、訓練をしましょう。



発災時に、ケガをしないための準備

● 家具類の転倒防止対策をしましょう。

震災時のケガの3~5割は、室内での家具類の転倒等が原因とされています(東京消防庁調べ)。家具や割れたガラスが飛散した状況では、在宅避難を続けることは困難です。

港区では、家具転倒防止対策に有効な器具類を無償で支給しています。



もし、自宅を離れて生活することになったら

避難所や親戚の家に行くなど中長期的に自宅を離れることとなった場合、通電火災や断水復旧後の漏水事故などを防ぐため、ブレーカーを落とし、ガスと水道の元栓を閉めましょう。

マンションにお住まいの方は、緊急修理に支障が出る場合があるので、連絡先を管理組合や管理員などに伝えましょう。



発災後、在宅避難を続けるための準備

● 日常備蓄をはじめましょう。

災害への備蓄を負担なく続けるには、日頃利用している食料品や日用品を少し多めに購入する『日常備蓄』が有効です。

乳幼児にはオムツ、高齢者には常備薬など家族構成により、必要な備蓄品は異なります。

あらかじめ家族で必要な備蓄品について話し合みましょう。

● 携帯トイレの備蓄をはじめましょう。

発災後は、自宅のトイレが使えない場合があります。

過去の震災では、避難所のトイレには長蛇の列ができ、衛生環境の悪化から感染症の発生源やトイレの使用回数を減らすため、水分と食事の摂取を控え体調を崩す人がいました。

震災時のトイレの課題は、震災関連死の一因となります。携帯トイレの備蓄をはじめましょう。

携帯トイレとは

排せつ物を処理する、便袋（し尿をためる袋）と凝固剤がセットになったもの。区のあっせん事業やホームセンター、量販店、通販サイト等で購入できます。

備蓄の目安（トイレの回数）

1人1日 約5回 × 家族の人数分 × 7日分以上
(大小合わせ)

4人家族の場合

約140回分以上必要

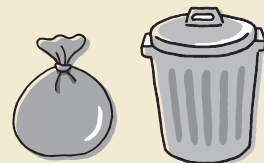


発災後は、水を流さないで！！

発災後は、排水管が壊れている可能性があります。排水管損傷時は、逆流やマンション上階で流したものが下階で漏れ出す可能性があります。安全確認ができるまで、水を流すのはやめましょう。

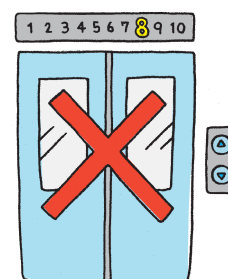
● ゴミの保管場所を考えましょう

ゴミの収集はしばらく停止する可能性があります。使用済み携帯トイレなどのゴミは、ベランダなど各戸の敷地内で保管しましょう。



エレベーターには乗らないで！！

エレベーターが動いていても余震等で停止し、閉じ込め被害の可能性があります。エレベーターには乗らずに、階段を使って移動するようにしましょう。高層マンションに住む方は特に、各家庭での備蓄が重要です。



● 問合せ：高輪地区総合支所 協働推進課 TEL：03-5421-7621

【改善後】

港区では、在宅避難を推奨しています！

避難所へ行くだけが避難ではない！

在宅避難のすすめ

「災害が起きたら、避難所に行かなくてはいけない」と思っていませんか？
災害時、自宅の安全が確認できた場合は、無理に避難所に行く必要はありません。
避難所に行くことが、かえって危険な場合もあります。
自宅の安全が確認できた場合は、自宅で避難生活を送ってください。
ただし、少しでも安全に疑問がある場合は、避難所に避難してください。

在宅避難のメリットは？

- ・ 住み慣れた場所で避難生活が送れる
- ・ 感染症にかかるリスクが減る
- ・ 集団生活での心理的負担がない



在宅避難のデメリットは？

- ・ 支援物資を受け取りにくい
- ・ 高層マンションなどでエレベーターが停止した場合は移動がしづらい

在宅避難をするための準備



大型家具は
固定する



7日分の飲料水、
食料品等を備蓄する



7日分の携帯トイレ等
の衛生用品を備蓄する



ライフラインの停止
に備えた備蓄をする



ごみの保管場所を
確認する

【問合せ】 港区 高輪地区総合支所 協働推進課
TEL:03-5421-7621

口座振替のご案内

産業・地域振興支援部税務課

1 文書の概要

文 書 名	口座振替のご案内
対 象 者	区民税等の口座振替を希望する人
用 途	口座振替の手続を説明する。
使用頻度	年間1, 000枚程度

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルが長く、誰に向けた何の文書なのかすぐに分からない。・文字の羅列や長い文章により、情報が伝わりにくい。・口座振替依頼書の記入例がなく、記入方法が分かりづらい。また、記入に関する注意点が整理されておらず、全体的に見づらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・誰に向けた何の文書なのかをタイトルに書き、すぐに内容が分かるようにした。・文章を端的にまとめ、表を使い、情報を分かりやすく整理した。また、各見出しのデザインをすっきりさせ読みやすくした。・口座振替依頼書の記入例を追記し、記入しやすくした。注意点を整理し記号を振り、直観的に読めるようにした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・具体的な記入例があることから記入方法が分かりやすくなり、スムーズに手続ができるようになる。・記入の注意点を整理することで情報の見逃しが減り、誤記入等が減少する。・読み手に情報が分かりやすく伝わることで、電話での問合せや窓口での説明に要していた時間が削減でき、業務の効率化につながる。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

(2) 改善後

口座振替のご案内

特別区民税・都民税(普通徴収分)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料のお支払い・還付

申し込み

「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して、預金口座のある金融機関の窓口へ提出してください。

口座振替日

●特別区民税・都民税(普通徴収分)

①または②どちらかを選択

①各期 (年4回)	6月、8月、10月、翌1月の末日	②全期 (年1回)	6月末日(金額の引き落とし)
--------------	------------------	--------------	----------------

※年度の途中で振替方法を変えた場合は、翌年度以降の適用となります。
口座振替ができなかった場合
区から送付する納付書でお支払いください。

●国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料

毎月末日
口座振替ができなかった場合
翌月末に、当月分とあわせて引き落とします。

還付金の振込

還付金が生じた場合は、「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に記入した振替口座に還付金を振り込みます。

注意事項

- 1 口座振替の取り扱いのない金融機関があります。
- 2 再度港区に転入された場合は、改めて口座振替の申し込みが必要です。
- 3 口座振替によるお支払いがない状態が続くと、口座振替ができなくなる場合があります。

問合せ先

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25 TEL. 03-3578-2111(代)

特別区民税・都民税	税務課 税務係	内線 2586~2591
国民健康保険料	国民年金課 資格保険料係 収納業務担当	内線 2574~2576
介護保険料	介護保険課 介護保険料係	内線 2891~2897
後期高齢者医療保険料	国民年金課 高齢者医療係 収納業務担当	内線 2581~2582

改善点①

- 誰に向けた何の文書なのかをタイトルに書き、すぐに内容が分かるようにした。

改善点②

- 文章を端的にまとめ、表を使い、情報を分かりやすく整理した。
- 各見出しは読みやすさを意識し、すっきりとしたデザインにした。

改善点③

- 口座振替依頼書の記入例を加え、記入しやすくした。
- 注意点を整理し記号を振り、直観的に読めるようにした。

口座振替依頼書の記入方法

- 1 記入例を参考に、 を正確に記入してください。
- 2 「依頼先」「申込区分」「申し込むもの」「銀行等」の各項目は、該当するものに○印を必ず付けてください。
- 3 届出印は、振替口座の銀行等又はゆうちょ銀行の届出印を必ず押してください。
※2枚目以降も必ず押してください。

—記入例—

港区預金口座振替(自動払込)依頼書

① 依頼先(必ず○印を付けてください。※ゆうちょ銀行以外の銀行等は、金融機関名、支店名を記入)

② 申込区分(必ず○印を付けてください)

③ 申し込むもの(必ず○印を付けてください)

④ 銀行等(必ず○印を付けてください)

⑤ 振替口座(必ず○印を付けてください)

⑥ 振替日(必ず○印を付けてください)

⑦ 振替金額(必ず○印を付けてください)

⑧ 振替元(必ず○印を付けてください)

⑨ 振替種別(必ず○印を付けてください)

⑩ 振替手数料(必ず○印を付けてください)

⑪ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

⑫ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

⑬ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

⑭ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

⑮ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

⑯ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

⑰ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

⑱ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

⑲ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

⑳ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㉑ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㉒ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㉓ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㉔ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㉕ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㉖ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㉗ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㉘ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㉙ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㉚ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㉛ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㉜ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㉝ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㉞ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㉟ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㊱ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㊲ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㊳ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㊴ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㊵ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㊶ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㊷ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㊸ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㊹ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㊺ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㊻ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㊼ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

㊽ 振替手数料の支払日(必ず○印を付けてください)

㊾ 振替手数料の支払額(必ず○印を付けてください)

㊿ 振替手数料の支払先(必ず○印を付けてください)

① ゆうちょ銀行以外の銀行等(上段に記入)
- 振 金 種 目: 1~3のいずれかに○印を付けてください。
- 口 座 番 号: 通帳記載の口座番号をすべてで記入してください。
- 口 座 名 義 人: フリガナ、氏名ともに、姓と名の順をあげ、「〒」(郵便)・平仮点をはきりりて記入してください。
届出印を2枚目以降も押してください。

② ゆうちょ銀行(下段に記入)
- 記 号: 通帳記載の記号番号の裏面の数字を記入し、記号番号の後ろに「0」で数字が書かれている場合はあわせて記入してください。(記載がない場合は省略)
- 番 号: 通帳記載の口座番号をすべてで記入してください。
- 口 座 名 義 人: フリガナ、氏名ともに、姓と名の順をあげ、「〒」(郵便)・平仮点をはきりりて記入してください。
届出印を2枚目以降も押してください。

【改善前】

特別区民税・都民税(普通徴収分)、国民健康保険料
介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料の
お支払いは、口座振替をご利用ください。

◆申し込み

- I 「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に必要事項を記入し、納付義務者印及び口座名義人届出印を押印してください。
- II 記入・押印した「依頼書」をご指定の口座のある金融機関へお持ちになり、手続きをしてください。

◆口座振替(払込)日

特別区民税・都民税については6月、8月、10月、1月の末日による年4回払い(各期)または、6月末日のみによる年1回払い(全期)です。また、年度途中で各期納付から一括納付に変更されても、翌年度分からとなります。国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料については毎月末日です。なお、末日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となります。

◆口座振替(払込)が出来なかった場合

特別区民税・都民税については納付書を送付いたしますので、納付書の裏面を参照し払込指定期限までにお支払いください。国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料については翌月末に当月分と併せて振替(払込)いたします。

◆還付金振込

口座振替と併せて還付金の振込口座の登録をいたします。特別区民税・都民税の更正等により、特別区民税・都民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の還付金が生じた場合は、振替口座に還付金を振込みます。

◆その他

- I 一部、口座振替(及び還付金振込)をお取り扱いできない金融機関がございます。区からご本人様にご連絡のうえ、別の金融機関を指定していただくようになりますのでご了承ください。
- II 再転入された場合は、改めて口座振替の手続きをしてください。
- III 非課税になったなどの理由で、一定期間特別区民税・都民税の口座振替(預貯金口座からの引き落とし)がない状態が続きますと、次に課税となった場合でも、口座振替ができない場合があります。もう一度口座振替のお申し込みが必要になりますので、ご注意ください。国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料についても同様です。

〈問合せ先〉〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25 TEL03-3578-2111(代)

・特別区民税・都民税	税務課 税務係	内線 2586～2591
・国民健康保険料	国保年金課 資格保険料係	内線 2647～2649
・介護保険料	介護保険課 介護保険料係	内線 2891～2897
・後期高齢者医療保険料	国保年金課 高齢者医療係	内線 2654～2659

領 要 入 記

依頼先のいずれかに○をつけてください。銀行等の場合は金融機関名・支店名も記入してください。ゆうちょ銀行の場合は○をつけるだけで結構です。

申込区分の該当番号に○をつけてください。

港区預金口座振替(自動払込)依頼書

依頼先	銀行等 ゆうちょ銀行	銀行・信用金庫 信用組合・農協 東京貯金事務センター	支店御中 御中	申込日	年	月	日
-----	---------------	----------------------------------	------------	-----	---	---	---

該当するものに○印を付けてください。

申込区分	1 新規	口座振替(自動払込)により支払うこととしたいので、約定等記載事項を確約のうえ依頼します。
	2 取消	口座振替(自動払込)により支払っていましたが、取り消したいので届けます。
	3 変更	口座振替(自動払込)により支払っていましたが、預貯金口座等を変更したいので届けます。

納税義務者の住所・電話番号・氏名を正確に記入してください。住所はアパート・棟なども詳しく記入してください。氏名はフリガナをカタカナで左から記入してください。姓と名の間は1マスあけ、「J」(濁点)と「j」(半濁点)は1マス使ってください。

申込日を記入してください。

納付義務者 (後期高齢者医療保険料の場合は被保険者)	住所 〒 - - (フリガナ)	電話番号 (自宅) () (勤務先) ()
氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	私(納付義務者)は、特別区民税・都民税または国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料にかかる振替金が支払いたまは、その滞り金額を下記の口座に振込むことを承諾します。	

納税義務者の生年月日をご記入ください。西暦で記入していただいても結構です。

1	特別区民税・都民税(普通徴収)	各期 (年4回)	令和 年度	1期(6月) 2期(8月) 3期(10月) 4期(1月)	から	2	全期 (年1回)	令和 年度から6月に一括納付
今年の1月1日現在の住所(現住所と異なる場合記入してください)								
2	国民健康保険料	03 - -	納付書又は被保険者の記号番号	振替(払込)方法 1か月毎 ※ (毎月末日払い)	開始・取消・変更期 年 月分	振替開始月前の未納分は納付書で納めます。 (チェックがない場合は口座から一括振替します)	納付書	
3	介護保険料(65才以上の方)		被保険者番号(右ヅメ)	振替(払込)方法 1か月毎 ※ (毎月末日払い)	開始・取消・変更期 年 月分	被保険者番号7ケタを右ヅメで記入してください。		
4	後期高齢者医療保険料(長寿医療)		被保険者番号(右ヅメ)	振替(払込)方法 1か月毎 ※ (毎月末日払い)	開始・取消・変更期 年 月分	後期高齢者医療の被保険者番号8ケタを右ヅメで記入してください。		

口座振替・自動払込をいつから開始・取消・変更するか、希望年月・期を記入してください。

国民健康保険証の記号番号を記入してください。

介護保険証の被保険者番号7ケタを右ヅメで記入してください。

後期高齢者医療の被保険者番号8ケタを右ヅメで記入してください。

銀行等	金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号(右ヅメ)	口座名義人 (フリガナ) (氏名)	届出印 2枚目以降も押印
ゆうちょ銀行	9900	1	0			

口座名義人の銀行等またはゆうちょ銀行への届出印を必ず押印してください。特別区民税・都民税をお申し込みの場合は1・2枚目、国民健康保険料の場合は1・3枚目、介護保険料の場合は1・4枚目、後期高齢者医療保険料の場合は1・5枚目に押印してください。

1 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、区が指定する納付期限に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、支払ってください。この場合、預金規定又は当座約定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を越えるときは、私に通知することなく請求書を送却してさしつかえありません。
3 この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。この場合、私への通知は不要です。
4 この契約について争いが生じた場合、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
5 この預金口座振替について、領収書は請求しません。

種目	標準口座	払込先口座番号	印照合	受付
区・都民税	35	00130-0-960270	1 預金取引なし 2 記載事項等相違	3 印照相違 4 その他
国民健康保険料	166		銀行等使用欄 (店名) 預金種目 口座番号 口座名義人	
介護保険料	(176) 28		取扱店日附印欄	
後期高齢者医療保険料			金融機関保存用 1枚目	

口座名義人の氏名を正確に記入してください。氏名にはフリガナをカタカナで左から記入してください。姓と名の間は1マスあけ、「J」(濁点)と「j」(半濁点)は1マス使ってください。

銀行等の口座振替を希望する場合は上の欄、ゆうちょ銀行の自動払込を依頼する場合は下の欄に記入してください。

ゆうちょ銀行の場合、通帳番号の真中の3ケタを正確に記入してください。番号はお持ちの貯金通帳で確認できます。

ゆうちょ銀行の場合、お持ちの貯金通帳を確認し、通帳番号の後に数字が記載されている場合はその数字を記入してください。記載がない場合は空欄にしてください。

銀行等の場合、預金種目について、1.2.3.のいずれかに○をつけてください。

ゆうちょ銀行の場合、通帳番号を右ヅメで記入してください。番号はお持ちの貯金通帳で確認できます。

銀行等の場合、口座番号を右ヅメで記入してください。番号はお持ちの預金通帳で確認できます。

【改善後】

口座振替のご案内

特別区民税・都民税(普通徴収分)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料のお支払い・還付



申し込み

「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して、預金口座のある金融機関の窓口へ提出してください。

口座振替日

●特別区民税・都民税(普通徴収分)

①または②どちらかを選択

①各期 (年4回)	6月、8月、10月、翌1月の末日	②全期 (年1回)	6月末日(全額の引き落とし)
--------------	------------------	--------------	----------------

※年度の途中で振替方法を変えた場合は、翌年度以降の適用となります。

口座振替ができなかった場合

区から送付する納付書でお支払いください。

●国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料

毎月末日

口座振替ができなかった場合

翌月末に、当月分とあわせて引き落とします。

還付金の振込

還付金が生じた場合は、「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に記入した振替口座に還付金を振り込みます。

注意事項

- 1 口座振替の取り扱いのない金融機関があります。
- 2 再度港区に転入された場合は、改めて口座振替の申し込みが必要です。
- 3 口座振替によるお支払いがない状態が続くと、口座振替ができなくなる場合があります。

問合せ先

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25 TEL 03-3578-2111(代)

特別区民税・都民税	税務課 税務係	内線 2586～2591
国民健康保険料	国保年金課 資格保険料係 収納業務担当	内線 2574～2576
介護保険料	介護保険課 介護保険料係	内線 2891～2897
後期高齢者医療保険料	国保年金課 高齢者医療係 収納業務担当	内線 2581～2582

口座振替依頼書の記入方法

- 1 記入例を参考に、 を正確に記入してください。
- 2 「依頼先」「申込区分」「申し込むもの」「銀行等」の各項目は、該当するものに○印を必ず付けてください。
- 3 届出印は、振替口座の銀行等又はゆうちょ銀行の届出印を必ず押してください。
※2枚目以降も必ず押してください。

記入例

港区預金口座振替(自動払込)依頼書

依頼先	銀行等	銀行・信用金庫 信用組合・協同 みなと 芝公園 支店御中	申込口 令和 年 ● 月 ● 日
ゆうちょ銀行		東京貯金事務センター 御中	

該当するものに○印を付けてください。

申込区分	<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 取消 <input type="radio"/> 変更	口座振替(自動払込)により支払うこととしたいので、約定等記載事項を確約のうえ依頼します。 口座振替(自動払込)により支払っていましたが、取り消したいので届けます。 口座振替(自動払込)により支払っていましたが、預貯金口座等を変更したいので届けます。
------	---	--

該当するものに○印を付けてください。

納付義務者住所	〒123-4567 東京都港区芝公園●-●-● みなとタワー●●●●	氏名
氏名	(フリガナ) ミナト タロウ	電話番号
	港 太郎	(自宅) ●●●● ●●●●
	生年月日 明 ● 年 ● 月 ● 日	(勤務先) ●●●● ●●●●

該当するものに○印を付けてください。

特別区民税(都民税) (普通徴収)	各期	令和	年度	1期	2期	3期	4期	から	全期	令和	年度から6月に一括納付
			(年4回)	(6月)	(8月)	(10月)	(1月)		(年1回)		

今年11月1日現在の住所(住所と異なる場合は記入してください)

港区 **新橋●-●-●**

国民健康保険料	03	12	3456	振替(払込)方法	1か月毎	●●	年	07	月分	から	振替開始月の未納分は納付書で納めます。(チェックがない場合は1期から一括徴収します)
介護保険料(65才以上の方)	1234567			振替(払込)方法	1か月毎	●●	年	07	月分	から	
後期高齢者医療保険料(長寿医療)	12345678			振替(払込)方法	1か月毎	●●	年	07	月分	から	

該当するものに○印を付けてください。

金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号(右ヅメ)	口座名義人
金融機関	記入欄	1 普通	9876543	(フリガナ) ミナト タロウ
ゆうちょ銀行		2 当座		(氏名) 港 太郎
		3 納税準備(税のみ)		(届出印) 港

該当するものに○印を付けてください。

1 住所に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、この指定する納付期限に消通書記帳残高を預金口座から引落しのうえ、支払ってください。
 2 振替日において請求書記帳残高が口座残高より不足することによる金融滞り(滞り)を招くことのないよう、私に通知することなく請求書を送付していただくようお願いいたします。
 3 この契約を締結するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり消込がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱って差しつかえありません。この場合、私への通知は不要です。
 4 この契約について十分に届出がなされても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には賠償責任を負いません。
 5 この預金口座振替について、領収書に請求しません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

振上	振込先口座番号	振込先	振込額	振込日	振込理由	振込先	振込先
区・都民税	35	港区会計管理者	1 前金取引金		3 印紙相違	内務2386-2661	
国民健康保険料	176		2 滞り事項等相違		4 その他	内務2387-2669	
介護保険料	170		定額			内務2390-2687	
後期高齢者医療保険料			預金保引			内務2394-2679	

金融機関保管用 1枚目

依頼先のいずれかに○印を付けてください。
※ゆうちょ銀行以外の銀行等は、金融機関名、支店名も記入

申込区分の1~3のいずれかに○印を付けてください。

①~④の申し込むものすべてに○印を付けてください。
口座振替での納付を開始・取消・変更する期(希望年月等)を記入してください。
変更可能な期間(特別区民税・都民税)
1期:全期:5月第1週
2期:7月第1週
3期:9月第1週
4期:12月第1週
までに申し込みいただくと、口座振替で納付できます。

ゆうちょ銀行以外の銀行等(上段に記入)
・預金種目:1~3のいずれかに○印を付けてください。
・口座番号:通帳記載の口座番号を右ヅメで記入してください。
・口座名義人:フリガナ、氏名ともに、姓と名の間をあげ、「J」「j」(濁点、半濁点)をはっきりと記入してください。
届出印を2枚目以降も押してください。

ゆうちょ銀行(下段に記入)
・記号:通帳記載の記号番号の真ん中の3ケタを記入し、記号番号の後に「-○」で数字が書かれている場合は※に記入してください。(記載ない場合は空欄)
・番号:通帳記載の口座番号を右ヅメで記入してください。
・口座名義人:フリガナ、氏名ともに、姓と名の間をあげ、「J」「j」(濁点、半濁点)をはっきりと記入してください。
届出印を2枚目以降も押してください。

86

葬祭費の支給についてのお知らせ

保健福祉支援部国保年金課

1 文書の概要

文 書 名	葬祭費の支給についてのお知らせ
対 象 者	国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者の家族等
用 途	対象者に制度を知ってもらい、利用してもらう。
使用頻度	年間1, 400枚程度（各地区総合支所に配置）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルから葬祭費を支給する事業があることが伝わりにくい。・説明文が長く、情報量が多いこと、例外の説明が中心部に記載されていることなどにより、内容が分かりにくく、申請資料の漏れや電話での問合せが多い。・提出先が実際に事務処理を行う部署ではないため、担当部署への転送処理など、非効率な事務処理となっている。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・葬祭費を支給することをタイトルに明記し、背景デザインを加えて、目に留まるようにした。・説明文を項目分けし、読む人の視線の動きも意識しながら、項目の配置や色分け、文字フォントを工夫した。・申請方法は「郵送がメイン、持参がサブ」であることを示し、郵送先に実際に事務処理を行う部署を明記した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・タイトルから一目でメリットが伝わり、利用が増える。・申請者や支給額など、対象者が知りたい項目に対応する情報が分かりやすくなることにより、問合せや書類の提出漏れが減る。・書類提出先が適切になることにより、業務が効率化する。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

タイトルからは伝えたい内容が伝わりにくい。

葬祭費の申請について

港区の国民健康保険に加入または、後期高齢者医療に加入されている人が死亡し葬祭を行った場合、「葬祭を行い葬祭費用を払った人」に葬祭費7万円が支給されます。

ただし、社会保険に本人として加入していた人が退職後3か月以内に死亡し、退職前の健康保険から支給される場合は、支給されません。

また、交通事故や公害病等で他の制度等により葬祭費と同様の給付金を受けられる場合も支給されません。

※申請は早めをお願いします。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると申請できません。

手続きには下記のものが必要です。申請の際に持参してください。

申請後、「葬祭を行い葬祭費用を払った人」の銀行等の口座に入金します。

【申請人】

葬祭を行い葬祭費用を払った人

【持参するもの】

- 1 亡くなった人の国民健康保険証または後期高齢者被保険者証
介護保険証を持っている人は一緒にお返しください。
- 2 葬祭費用の領収書
申請人と同一の氏名の記載があり、亡くなった人の葬祭費用であることが記載されたもの
- 3 申請人の保険証又は運転免許証、パスポート等の本人確認ができる書類
- 4 申請人の銀行等の通帳
通帳が持参できない場合は、金融機関名、支店名、口座種別（普通・貯蓄・当座）、口座名義人氏名が判るように、コピー又はメモを持参してください。

【申請先】

芝地区総合支所区民課窓口サービス係
麻布地区総合支所区民課窓口サービス係
赤坂地区総合支所区民課窓口サービス係
高輪地区総合支所区民課窓口サービス係
芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係
芝浦港南地区総合支所台場分室

課題②

申請条件や支給の対象外となるケース、申請方法を文章で長々と説明している。

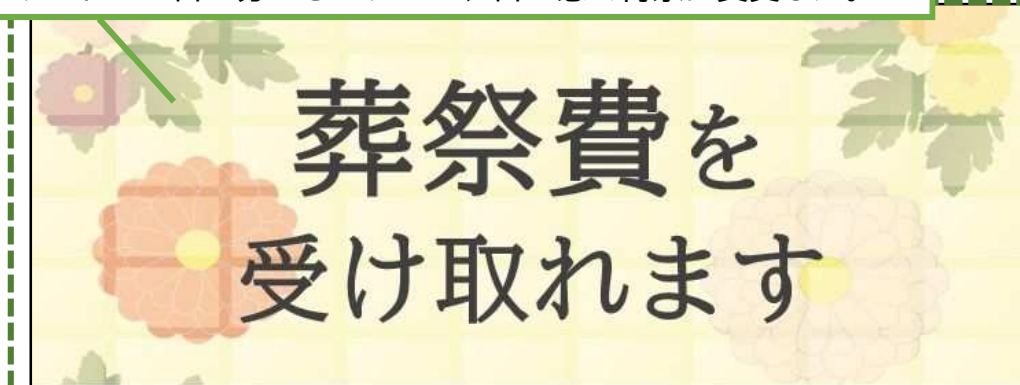
課題③

総合支所への持参申請のみを案内しているが、処理は国保年金課で行うため、書類の転送が必要となっている。

(2) 改善後

改善点①

メリットが一目で分かるフレーズ、目を惹く背景に変更した。



申請者

お葬式の費用を払った人

支給額

7万円

申請期間

お葬式を行った日の翌日から2年以内

申請条件

港区の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき

対象外

他の制度からお葬式の費用を支給された場合

- ①勤め先の健康保険に加入していた人が退職後3か月以内に死亡したとき
- ②交通事故や公害病等で死亡したとき

申請に必要なもの ※郵送または持参

- ① 申請書(国保年金課、各地区総合支所区民課、台場分室で配布。区ホームページでダウンロードもできます。)
- ② 葬祭費用の領収書の原本
…あて名が申請者(フルネーム)で、死亡した人のお葬式であることが分かるもの
- ③ 申請者の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)※
※持参の場合は原本で確認します
- ④ 申請者の銀行等の通帳のコピー※
…金融機関名、支店名、口座種別(普通・貯蓄・当座)、口座名義人氏名が分かるもの
※持参の場合は原本またはコピーで確認します

申請方法

下記 国保年金課に郵送

※持参する場合は、各地区総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は区民課相談担当)と台場分室でも受付しています。



▲各支所の住所

問合せ先
・
郵送先

港区 保健福祉支援部 国保年金課

(〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所3階)

・国民健康保険の担当… 給付係 03-3578-2640 ~ 2642

・後期高齢者医療制度の担当… 高齢者医療係 03-3578-2654 ~ 2659

改善点②

- ・文章を全て項目分けにした。
- ・読む人の視線を意識し、項目の配置や色分け、文字フォントを工夫した。

改善点③

郵送がメインであることを各所でアピールし、郵送先を明記した。

葬祭費の申請について

港区の国民健康保険に加入または、後期高齢者医療に加入されている人が死亡し葬祭を行った場合、「葬祭を行い葬祭費用を払った人」に葬祭費7万円が支給されます。

ただし、社会保険に本人として加入していた人が退職後3か月以内に死亡し、退職前の健康保険から支給される場合は、支給されません。

また、交通事故や公害病等で他の制度等により葬祭費と同様の給付金を受けることができる場合も支給されません。

※申請は早めをお願いします。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると申請できません。

手続きには下記のものが必要です。申請の際に持参してください。

申請後、「葬祭を行い葬祭費用を払った人」の銀行等の口座に入金します。

[申請人]

葬祭を行い葬祭費用を払った人

[持参するもの]

- 1 亡くなった人の国民健康保険証または後期高齢者被保険者証
介護保険証を持っている人は一緒にお返してください。
- 2 葬祭費用の領収書
申請人と同一の氏名の記載があり、亡くなった人の葬祭費用であることが記載されたもの
- 3 申請人の保険証又は運転免許証、パスポート等の本人確認ができる書類
- 4 申請人の銀行等の通帳
通帳が持参できない場合は、金融機関名、支店名、口座種別（普通・貯蓄・当座）、口座名義人氏名が判るように、コピー又はメモを持参してください。

[申請先]

芝地区総合支所区民課窓口サービス係
麻布地区総合支所区民課窓口サービス係
赤坂地区総合支所区民課窓口サービス係
高輪地区総合支所区民課窓口サービス係
芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係
芝浦港南地区総合支所台場分室

【改善後】

葬祭費を 受け取れます

申請者

お葬式の費用を払った人

支給額

7万円

申請期間

お葬式を行った日の翌日から2年以内

申請条件

港区の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき

対象外

他の制度からお葬式の費用を支給された場合

- ①勤め先の健康保険に加入していた人が退職後3か月以内に死亡したとき
- ②交通事故や公害病等で死亡したとき

申請に必要なもの ※郵送または持参

- ① 申請書(国保年金課、各地区総合支所区民課、台場分室で配布。区ホームページでダウンロードもできます。)
- ② 葬祭費用の領収書の原本
…あて名が申請者(フルネーム)で、死亡した人のお葬式であることが分かるもの
- ③ 申請者の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)※
※持参の場合は原本で確認します
- ④ 申請者の銀行等の通帳のコピー※
…金融機関名、支店名、口座種別(普通・貯蓄・当座)、口座名義人氏名が分かるもの
※持参の場合は原本またはコピーで確認します

申請方法

下記 国保年金課に郵送

※持参する場合は、各地区総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は区民課相談担当)と台場分室でも受付しています。



▲各支所の住所

問合せ先
・
郵送先

港区 保健福祉支援部 国保年金課

(〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所3階)

・国民健康保険の担当… 給付係 03-3578-2640 ~2642

・後期高齢者医療制度の担当… 高齢者医療係 03-3578-2654 ~2659

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

みなと保健所

新型コロナウイルスワクチン接種担当

1 文書の概要

文 書 名	新型コロナワクチン接種のお知らせ
対 象 者	全ての区民
用 途	ワクチン接種の実施に関する情報を区民に周知する。
使用頻度	随時（区設掲示板や区有施設に掲示、SNSで発信等）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・重要な情報である「接種期間」や「対象者」が目立たず分かりづらい。また、全体的に字が小さく読みづらい。・接種場所である病院・クリニックと集団接種会場の表記が混在していて内容が分かりづらい。・文字量が多い、文字が小さい、背景色を使用しているなどにより、区民に最も伝えたい事項は何なのか分かりづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・「接種期間」を強調させた。また、この文書においては不要な情報をカットし、「対象者」が一目で分かるように表記した。・区内医療機関と集団接種会場の記載を明確に区分した。また、区内医療機関については医療機関一覧表にアクセスできるようにQRコードを配置した。・全体を受け手が見やすいと思うデザインに変更した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・自分が対象者であるか、いつ・どこで接種ができるのかなど、必要な情報が一目で分かることで、接種へのハードルが下がり、接種する人が増える。・この文書だけで必要な情報を知ることができることで、コールセンターへの問合せが減少する、接種の予約がスムーズにできるなど、接種遂行が円滑になる。
使用の検討	区民に周知する際に使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・重要な情報である接種期間や対象者が目立たず、分かりづらい。
- ・全体的に字が小さく読みづらい。

新型コロナワクチン接種のお知らせ【第36号】
Announcement on Vaccinations against COVID-19 (No.36) 令和5年5月26日発行

**令和5年度
新型コロナワクチン接種スケジュール**

令和5年度も「自己負担なし（無料）」で新型コロナワクチンの接種が受けられます

	令和5年度 5月8日～8月31日	9月以降
12歳以上	令和5年春開始接種 オミクロン株対応2価ワクチン 初回接種（1・2回目）を終了した以下の人を対象 ・高齢者（65歳以上） ・基礎疾患がある人など（12～64歳） ・医療従事者など 対象以外の方は接種できません	令和5年秋開始接種 初回接種（1・2回目接種）を終了した全員が対象 使用ワクチン未定
5～11歳	基礎疾患がある人は、オミクロン株対応ワクチンの2回目の接種が可能 オミクロン株対応2価ワクチン 追加接種 （3回目以降接種） オミクロン株対応2価ワクチン	初回接種（1・2回目）を終了しオミクロン株対応ワクチンを未接種の全員が引き続き対象です
1・2回目未接種の5歳以上	初回接種 （1・2回目接種） 従来型ワクチン	令和6年3月31日まで継続
6か月～4歳	初回接種 （1～3回目接種） 従来型ワクチン	令和6年3月31日まで継続

○高齢者や、重症化リスクが高い人等は、令和5年春開始接種（8月まで）と令和5年秋開始接種（9月以降）で計2回の接種を受けられます。

○初回接種が未接種の人は基礎疾患の有無に関わらず引き続き接種を受けることができます

区内約120の病院・クリニックでも接種を行っています

港区集団接種会場（ご予約の上、ご来場ください）

12歳以上接種専用

札の辻スクエア 3階
芝5-36-4

- オミクロン株ファイザー(BA.1)
- オミクロン株モデルナ(BA.4-5)
- ノババックス
- 従来型ファイザー（1・2回目接種の場合のみ接種可能）

接種日：毎週木曜日～土曜日

小児(5-11歳)接種専用

みなと保健所 6階
三田1-4-10

- 小児用従来型ファイザー
- 小児用オミクロン株ファイザー

接種日：毎週水曜日

最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。
For the latest information, please visit the Minato City website.

港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0120-252-237(日・英・中・韓) 3 Languages Available English, Chinese, Korean
Minato City COVID-19 Vaccination Call Center 平日 AM 8:30～PM 8:00 土日祝 AM 8:30～PM5:30

課題②

- ・区内医療機関と集団接種会場の情報が混在し、分かりづらい。

課題③

- ・全体として文字量が多い、文字が小さい、背景色を使用しているなどにより、分かりづらい。

(2) 改善後

改善点①

- ・接種期間や対象者の記載を強調させ、重要な内容が一目で分かるように表記した。

新型コロナワクチン接種のお知らせ【第36号】

Announcement on Vaccinations against COVID-19 (No.36) 令和5年5月26日発行

接種期間・接種できる人

無料で
接種できます

接種期間

5月8日(月)～8月31日(木)

接種できる人

①生後6か月以上で、新型コロナワクチンを接種したことがない人
②新型コロナワクチンを接種してから3か月以上経過した人で、下の表に該当する人

年 齢	対 象
65歳以上	すべての人
12～64歳	・基礎疾患がある人、重症化リスクが高いと医師が判断した人 ・医療従事者 ・高齢者施設、障害者施設等の従事者
5～11歳	・オミクロン株対応ワクチンを接種していない人 ・基礎疾患があり、オミクロン株対応ワクチンの2回目接種を希望する人

接種できるところ

区内の医療機関

実施医療機関は
こちらから確認ください



※医療機関・病院 約120か所で実施しています

集団接種会場 (予約が必要です)

12歳以上接種専用

札の辻スクエア3階

芝5-36-4



接種曜日:木曜・金曜・土曜

5-11歳接種専用

みなと保健所6階

三田1-4-10



接種曜日:水曜

最新の情報は、右のQRコードをご覧ください。
For the latest information, please visit the QRcode on the right.



港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0120-252-237(日・英・中・韓) 3 Languages Available English, Chinese, Korean
Minato City COVID-19 Vaccination Call Center 平日 AM 8:30～PM 8:00 土日祝 AM 8:30～PM 5:30

改善点②

- ・区内医療機関と集団接種会場を明確に区分して表記するとともに、QRコードを配置した。

改善点③

- ・全体を受け手が見やすいと思うデザインに変更した。

96

【改善前】

新型コロナワクチン接種のお知らせ【第36号】

Announcement on Vaccinations against COVID-19 (No.36) 令和5年5月26日発行

令和5年度

新型コロナワクチン接種スケジュール

令和5年度も「自己負担なし（無料）」で新型コロナワクチンの接種が受けられます

令和5年度		
	5月8日～8月31日	9月以降
12歳以上	令和5年春開始接種 オミクロン株対応2価ワクチン 初回接種（1・2回目）を終了した以下の方が対象 ・高齢者（65歳以上） ・基礎疾患がある方（12～64歳） ・医療従事者など 対象以外の方は接種できません	令和5年秋開始接種 初回接種（1・2回目）を終了した 全員 が対象 使用ワクチン未定
5～11歳	基礎疾患がある方は、オミクロン株対応ワクチンの2回目の接種が可能 オミクロン株対応2価ワクチン 追加接種 （3回目以降接種） オミクロン株対応2価ワクチン 初回接種（1・2回目）を終了しオミクロン株対応ワクチンを未接種の全員が引き続き対象です	
1・2回目未接種の5歳以上	初回接種 （1・2回目接種） 従来型ワクチン	令和6年3月31日まで継続
6か月～4歳	初回接種 （1～3回目接種） 従来型ワクチン	令和6年3月31日まで継続

○高齢者や、重症化リスクが高い人等は、令和5年春開始接種（8月まで）と令和5年秋開始接種（9月以降）で計2回の接種を受けられます。

○初回接種が未接種の方は基礎疾患の有無に関わらず引き続き接種を受けることができます

区内約120の病院・クリニックでも接種を行っています

港区集団接種会場（ご予約の上、ご来場ください）

12歳以上接種専用



札の辻スクエア

芝5-36-4

- オミクロン株ファイザー(BA.1)
 - オミクロン株モデルナ(BA.4-5)
 - ノババックス
 - 従来型ファイザー
- （1・2回目接種の場合のみ接種可能）

接種日：毎週木曜日～土曜日

小児(5-11歳)接種専用



みなと保健所

三田1-4-10

- 小児用ファイザー（従来型）
- 小児用オミクロン株ファイザー

接種日：毎週水曜日

最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。

For the latest information, please visit the Minato City website.



港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0120-252-237(日・英・中・韓) 3 Languages Available English, Chinese, Korean
 Minato City COVID-19 Vaccination Call Center 平日 AM 8:30～PM 8:00 土日祝 AM 8:30～PM 5:30

【改善後】

新型コロナワクチン接種のお知らせ【第36号】

Announcement on Vaccinations against COVID-19 (No.36) 令和5年5月26日発行

接種期間・接種できる人

接種期間

5月8日(月)～8月31日(木)

接種できる人

- ①生後6か月以上で、新型コロナワクチンを接種したことがない人
- ②新型コロナワクチンを接種してから3か月以上経過した人で、
下の表に該当する人

年齢	対象
65歳以上	すべての人
12～64歳	・基礎疾患がある人、重症化リスクが高いと医師が判断した人 ・医療従事者 ・高齢者施設、障害者施設等の従事者
5～11歳	・オミクロン株対応ワクチンを接種していない人 ・基礎疾患があり、オミクロン株対応ワクチンの2回目接種を希望する人

無料で
接種できます

接種できるところ

区内の医療機関

実施医療機関は
こちらから確認ください



※医療機関・病院 約120か所で
実施しています

集団接種会場 (予約が必要です)

12歳以上接種専用

札の辻スクエア3階
芝5-36-4



接種曜日:木曜・金曜・土曜

5-11歳接種専用

みなと保健所6階
三田1-4-10



接種曜日:水曜

最新の情報は、右のQRコードをご覧ください。

For the latest information, please visit the QRcode on the right.



港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0120-252-237(日・英・中・韓) 3 Languages Available English, Chinese, Korean
Minato City COVID-19 Vaccination Call Center 平日 AM 8:30～PM 8:00 土日祝 AM 8:30～PM5:30

認証保育所保育料助成制度のご案内

子ども家庭支援部保育課

1 文書の概要

文 書 名	認証保育所保育料助成制度のご案内
対 象 者	認証保育所を利用している保護者
用 途	対象者に保育料を助成することを周知する。
使用頻度	年間3, 000枚程度

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 文量が多く、伝えるべきポイントが整理されていない。・ 助成内容の詳細や助成を行わない場合など、助成の本質とは関係性の低い説明が多い。・ 問合せ先の記載が多く、どこに問い合わせるべきか分かりづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・ 文量を減らし、重要な項目のみ記載するようにした。また、誰に向けた文書なのか一目で分かるようにした。・ 細かい条件や例外の内容を省き、対象者が情報を受け取りやすくした。・ 問合せ先を整理し、明確にした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・ 対象者と申請方法を明確にしたことにより、申請者が何をすればよいか分かりやすくなり、問合せの件数が減る。・ 申請に必要な書類を発行する場所を明確にしたことにより、申請者の必要書類を揃える負担が減る。
使用の検討	令和6年度の案内から使用を検討中

(2) 改善後

令和4年2月発行
港区子ども家庭支援部保育課

認証保育所をご利用の方へ

～認証保育所保育料助成制度のご案内～

認可保育園等保育料と認証保育所保育料の「差額」を受け取ることができます。

※受給するためには申請が必要です。

1 受給条件

申請する保護者が、①～⑤(⑤は0～2歳児クラスの区民税課税世帯のみ)をすべて満たしていること。

- ① お子さんと一緒に港区内に住んでいる。
- ② 認証保育所の保育料を支払っている。
- ③ 月160時間以上の月締め契約をしている。
- ④ お子さんが教育・保育給付認定(2号又は3号)または施設等利用給付認定(2号又は3号)を受けている。
※区民税課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんは教育・保育給付認定が必要です。
区民税非課税世帯の0～2歳児クラスと、3～5歳児クラスのお子さんは施設等利用給付認定が必要です。
- ⑤ 認可保育園等の入所申込みをし、お子さんが待機児童となっている。

複数の保育施設に通っている場合、助成金を受け取ることができる施設は1施設のみです。
認証保育所保育料助成制度を利用するためには、私立幼稚園や認可外保育施設の保育料の助成を受けていないことが条件となります。

2 受給金額

認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額

【受給金額の計算例】

<p><例1> 3歳児、認証保育所保育料 68,000円 認可保育園等保育料 0円(無償化対象児童)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 認証保育所保育料</td><td style="text-align: right;">68,000円</td></tr> <tr><td>② 認可保育園等保育料</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td>①-② 受給金額</td><td style="text-align: right;">68,000円</td></tr> <tr><td>(内訳) 施設等利用給付費</td><td style="text-align: right;">31,000円</td></tr> <tr><td>区独自助成</td><td style="text-align: right;">31,000円</td></tr> </table>	① 認証保育所保育料	68,000円	② 認可保育園等保育料	0円	①-② 受給金額	68,000円	(内訳) 施設等利用給付費	31,000円	区独自助成	31,000円	<p><例2> 1歳児、認証保育所保育料 67,000円 認可保育園等保育料 74,000円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 認証保育所保育料</td><td style="text-align: right;">67,000円</td></tr> <tr><td>② 認可保育園等保育料</td><td style="text-align: right;">74,000円</td></tr> <tr><td>①-② 受給金額</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td>(内訳) 区独自助成</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> </table>	① 認証保育所保育料	67,000円	② 認可保育園等保育料	74,000円	①-② 受給金額	0円	(内訳) 区独自助成	0円
① 認証保育所保育料	68,000円																		
② 認可保育園等保育料	0円																		
①-② 受給金額	68,000円																		
(内訳) 施設等利用給付費	31,000円																		
区独自助成	31,000円																		
① 認証保育所保育料	67,000円																		
② 認可保育園等保育料	74,000円																		
①-② 受給金額	0円																		
(内訳) 区独自助成	0円																		

3 申請方法


申請書類を利用している認証保育所に提出してください。

(1) 申請書類(3点)


- ① 認証保育所保育料減免申請書
- ② 同意書
- ③ 「子どものための教育・保育給付認定通知書」または「子育てのための施設等利用給付認定通知書」の写し

※ ①、②は、認証保育所、保育課保育支援係(港区役所本庁舎7階)で受け取ることができます。
※ ③は「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を受けるときに発行されるものです。

「子どものための教育・保育給付認定」に必要な書類について



「子育てのための施設等利用給付認定」に必要な書類について



<③の書類に関する問合せ先>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

- ・芝地区 03(3578)3161 ・高輪地区 03(5421)7085
- ・麻布地区 03(5114)8822 ・赤坂地区 03(5413)7276
- ・芝浦港南地区(台場を含む) 03(6400)0022

(2) 提出先
利用している認証保育所

(3) 注意事項

- ・申請書類は、認証保育所を利用する年度の3月15日まで(休日の場合は翌開園日)に提出してください。
- ・助成金を受け取るためには年度ごとに申請が必要です。


4 問合せ先

保育課 保育支援係 03(3578)2429

制度の詳細については、専門員による電話相談(予約制)も受け付けています。

右の「みなと母子手帳アプリ」から、または、保育課保育支援係へのお電話によりご予約ください。

みなと母子手帳アプリ
公式サイト



<https://minato.city-hc.jp/>

改善点②

- ・細かい条件や例外の内容を省き、対象者が情報を受け取りやすくした。

改善点①

- ・量を抜本的に減らし、重要な項目のみ記載するようにした。
- ・冒頭の説明文を端的にして、概要が伝わりやすいようにした。
- ・初めに「認証保育所をご利用の方へ」との記載を入れ、誰に向けた文書なのか一目で分かるようにした。

改善点③

- ・問合せ先を整理し、明確にした。
- ・申請に必要な書類についてQRコードを記載し、分かりやすくした。

認証保育所保育料助成制度のご案内

幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受け、認証保育所に入所している児童の保護者（3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児）に対し、子育てのための施設等利用給付費が給付されます。港区では、認証保育所に入所している児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付費に区独自の助成を上乗せし、認可保育園等保育料と認証保育所保育料の差額を助成します。

なお、認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている区民税課税世帯の0～2歳児は、認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額を助成します。

1 助成制度の概要

	確認項目	確認欄																
助成対象者	<p>次の要件のすべてを満たす児童と同居する保護者</p> <p>① 港区内に住民登録し居住する児童</p> <p>② 認証保育所の保育料を当該保護者が支払っている児童</p> <p>③ 月の初日から教育・保育給付認定（2号又は3号）又は施設等利用給付認定（2号又は3号）を受けている児童</p> <p>※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、途中で認定期間が開始・終了する場合（月途中での別の区市町村へ転出又は港区への転入を含む）、施設等利用給付部分のみ日割り計算を行います。</p> <p>※「求職」で認定を受けている場合、区独自助成の対象となるのは、認証保育所に入所し助成開始後3か月までです。</p> <p>④ 認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている【0～2歳児クラス（区民税課税世帯）のみ】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">教育・保育給付認定</th> <th style="width: 20%;">施設等利用給付認定</th> <th style="width: 30%;">認可保育園等への入所申込み※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5歳児クラス</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">いずれかの認定が必要</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">いずれかの認定が必要</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>0～2歳児クラス （区民税課税世帯）</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認可保育園等への入所申込みは、毎年行う必要があります。</p> <p>⑤ 月の初日に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約をしている児童</p> <p>※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、月途中からの在籍の場合、施設等利用給付費のみ給付します。</p> <p>⑥ 私立幼稚園や認可外保育施設の保育料について、助成（減免）されていない児童</p>		教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	認可保育園等への入所申込み※	3～5歳児クラス	いずれかの認定が必要		—	0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）	いずれかの認定が必要		—	0～2歳児クラス （区民税課税世帯）	必要	—	必要	□
	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	認可保育園等への入所申込み※															
3～5歳児クラス	いずれかの認定が必要		—															
0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）	いずれかの認定が必要		—															
0～2歳児クラス （区民税課税世帯）	必要	—	必要															
助成金額	<p>認証保育所基本保育料と認可保育園等保育料の差額</p> <p>※詳細は3ページの「3 助成金額」をご覧ください。</p>	□																
助成方法	<p>児童の在籍する認証保育所を通じて、補助します。</p> <p>※補助方法や時期は認証保育所により異なります。</p> <p>※4月は申請者多数のため補助の交付までに時間を要します。ご了承ください。</p>	□																
申請方法	<p>申請書類（認証保育所保育料減免申請書・同意書・認定通知書の写し）を、<u>認証保育所</u>に提出してください。※詳細は4ページの「5 申請手続き」をご覧ください。</p>	□																
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該年度の3月15日まで（休日の場合は翌開園日）</u>に申請書類を認証保育所へ提出してください。 ・ 本助成金は<u>年度ごとに申請が必要</u>です。 ※前年度申請された方も再度申請が必要です。 	□																

2 助成期間

次の(1)、(2)の両方に該当する期間を助成期間とします。

(1) 月の初日から教育・保育給付認定(2号又は3号)又は施設等利用給付認定(2号又は3号)を受けている期間

※月途中で認定期間が開始・終了する場合(月途中で別の区市町村へ転出又は港区への転入を含む)、施設等利用給付費(3～5歳児クラス37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス42,000円)のみ、日割り計算をします。

保育が必要な事由	認定期間
就労	小学校就学前まで(ただし、失職した場合は「求職」に同じ) ※助成金を受けたい児童の育児休業期間中である場合は、復職月から助成対象となりますので、復職証明書を各地区総合支所区民課保健福祉係へ提出してください。
出産	出産予定月の2か月前から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末まで ※令和4年4月1日から、 <u>多胎児を妊娠している場合</u> の出産認定の認定の開始を、「出産予定月の4か月前から」に変更します。
疾病、障害、介護・看護、災害復旧	保育の必要がなくなるまで
求職※1	3か月間(ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に同じ)
就学	卒業又は修了まで
育児休業※2	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末まで ※育児休業取得前から既に月160時間以上の月ぎめ契約にて利用している認証保育所を引き続き利用する場合に限り。施設を転園した場合は該当しません。

※1 「求職」の認定を受けている場合、区独自助成の対象となるのは認証保育所に入所し助成開始後3か月までです。

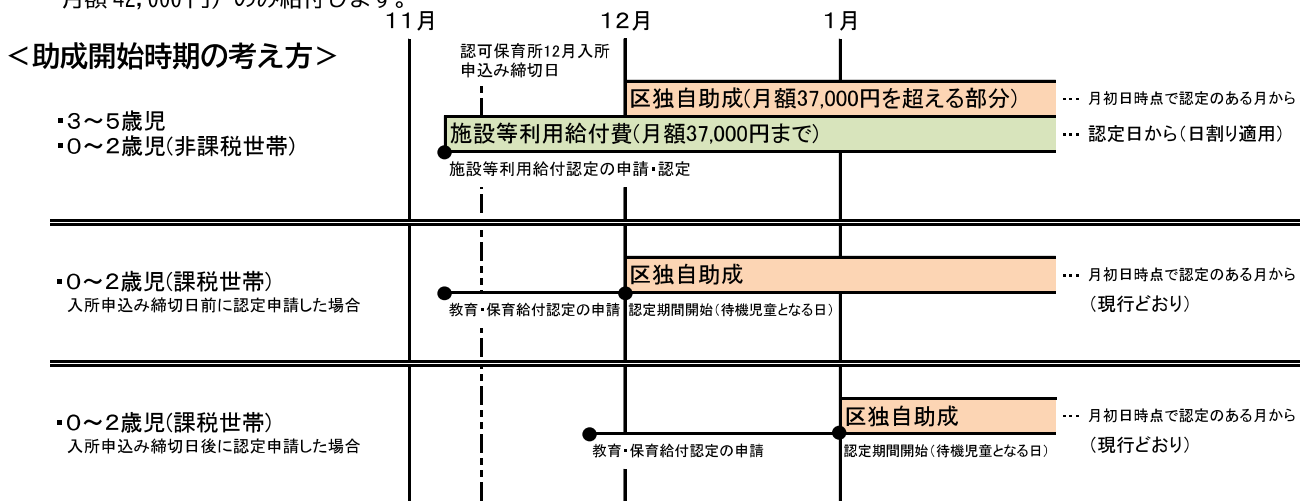
※2 ・助成金を受けたい児童の育児休業期間中である場合は「保育が必要な事由」に該当しません。

・下の子の育児休業期間中で、上の子(助成金を受けたい児童)が、下の子の育児休業取得よりも後に認証保育所を月160時間以上の月ぎめ契約にて利用し始めた場合は「保育が必要な事由」に該当しません。

・下の子の育児休業期間中で、上の子(助成金を受けたい児童)が、下の子の育児休業取得よりも前から月160時間以上の月ぎめ契約で利用している認証保育所を引き続き利用する場合は「保育が必要な事由」に該当します。

(2) 月の初日に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約をしている期間

※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、月途中からの在籍の場合又は月160時間未満の契約で利用する場合は、施設等利用給付費(3～5歳児クラスの児童は、上限月額37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童は、上限月額42,000円)のみ給付します。



※認定申請時の添付書類で「保育の必要性」が確認できない場合には、認定期間の開始が遅くなる場合があります。

3 助成金額

認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額を助成します。なお、助成金額に施設等利用給付費(3～5歳児:37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児:42,000円)を含みます。

<例1> 3歳児、認証保育所保育料6万8千円、 認可保育園等保育料0円(無償化対象児童)		<例2> 1歳児(非課税世帯)、認証保育所保育料8万円 認可保育園等保育料0円(無償化対象児童)	
①認証保育所保育料	68,000円	①認証保育所保育料	80,000円
②認可保育園等保育料	0円	②認可保育園等保育料	0円
①-②助成金額	68,000円	①-②助成金額	80,000円
(内訳) 施設等利用給付費(国制度)	37,000円	(内訳) 施設等利用給付費(国制度)	42,000円
区独自助成	31,000円	区独自助成	38,000円
<例3> 1歳児、認証保育所保育料7万8千円、 認可保育園等保育料3万2千4百円(D10階層)		<例4> 1歳児、認証保育所保育料6万7千円、 認可保育園等保育料7万4千4百円(D24階層)	
①認証保育所保育料	78,000円	①認証保育所保育料	67,000円
②認可保育園等保育料	32,400円	②認可保育園等保育料	74,400円
①-②助成金額	45,600円	①-②助成金額	0円

<助成の詳細>

- (1) 3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、月220時間までの月ぎめ契約の基本保育料が助成対象となり、超過分は保護者負担となります。
- (2) 区民税課税世帯の0～2歳児は、標準時間認定を受けている場合は月160時間から月220時間までの月ぎめ契約の基本保育料を、短時間認定を受けている場合は月160時間の月ぎめ契約の基本保育料を助成対象として、認可保育園等の保育料を差し引いて助成額を算定します(認定に応じた時間を超過した分は保護者負担となります)。なお、認可保育園等保育料については、『保育園入園のごあんない』の保育料のページをご覧ください。
- (3) 助成対象金額は月ぎめ基本保育料のみです(日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の講習費、入会金、年会費、おむつ代及び個人的な経費は含みません)。
- (4) 助成対象児童に生計を同一にしている兄や姉がいる場合などは、第2子以降の認可保育園等保育料を無料として助成額を算定します。
- (5) 認証保育所の保育料が認可保育園等保育料よりも低い場合は、助成は行いません。
- (6) 3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児に給付される施設等利用給付費は、月途中で認定期間が開始・終了した場合(月途中で別の区市町村へ転出又は港区への転入を含む)には、その認定期間に応じて日割り計算をします。詳細については、お問い合わせください。
- (7) 3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児に給付される施設等利用給付費は、上限額(3～5歳児:37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児:42,000円)の範囲内でほかの施設等利用給付の事業と併用可能です。

<助成金額の変更>

離婚や婚姻、修正申告等は、世帯の住民税額に変動が生じ、助成額が変更になる場合があります。所定の書類をご提出いただく必要がありますので、各地区総合支所区民課保健福祉係までお申し出ください。

※ご提出いただいた書類によっては過去に遡って助成金額を再算定します。

<認可保育園等保育料(利用者負担額)の通知について>

申請を受け付けた後、助成の条件を確認し、助成対象の認証保育所基本保育料から、認可保育園等保育料を差し引く場合、保護者あてに利用者負担額決定通知書を送付します。利用者負担額決定通知書には、認可保育園等に入所した場合に保護者にご負担いただく保育料を記載しています。

4 助成を行わない場合(助成対象の条件に該当しない場合、助成は行いません。)

- (1)児童と申請者である保護者が同居していない場合
- (2)区民税課税世帯の0～2歳児で、以下のいずれかに該当する場合
 - ・認可保育園等の入所の申込みをしている期間ではない場合
 - ・認可保育園等の入所申込み要件又は在園要件に該当しなくなった場合
 - ・上の子の育児休業から一度も復職することなく、引き続き下の子の産前休暇を取得した場合
 - ・認可保育園等の入所内定後、第1希望の内定園への入所を取り下げた場合、第2希望以下の内定園の「内定辞退届」を定められた期限を過ぎて提出した場合(内定辞退届未提出の内定辞退を含む)
- (3)教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合
- (4)認証保育所に対して保育料の支払いをしていない場合(保育料未納、休園等)
- (5)認可保育園等に入所後、認証保育所も同時に利用契約をしている場合
- (6)当該月に保育を受けていない場合
- (7)私立幼稚園や認可外保育施設の保育料について助成又は減額を受けている場合
- (8)偽りその他不正な手段により助成の申請、請求があった場合

5 申請手続き

次の①～③の申請書類を全て、利用している認証保育所へご提出ください。

①認証保育所保育料減免申請書 ※申請者及び請求者は、対象児童の保護者です。

②同意書

※助成の決定のため、申請者の認定状況や認可保育園等申込状況、住民税額等について港区が調査をします。また、区から入所する認証保育所に対し、申請者が認可保育園等に入所した場合の保育料の額に係る情報を提供するとともに、区が入所する認証保育所から申請書に記載された事項及び保育料の支払い状況等の情報の提供を受ける必要があります。そのため、個人情報の提供についての「同意書」の記入をしていただく必要があります。同意をいただけない場合は、助成することができません。

③子どものための教育・保育給付認定通知書(認定証でも可)又は子育てのための施設等利用給付認定通知書の写し

※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受ける時に発行されるものです。認定の申請手続き等については下記「7 問合せ先」に記載の各地区総合支所区民課保健福祉係へお問い合わせください。

6 保育コンシェルジュによる電話相談(予約制)

初めて認証保育所保育料助成制度を申請する方に向け、保育コンシェルジュが制度の概要(保育の必要性の認定、助成対象者、助成金額等)や申請方法についてご相談に応じます。

- (1)相談方法 電話(保育コンシェルジュからご指定の日時にお電話します。)
- (2)相談日時 平日 ①午前9時15分～ ②午前9時45分～
③午前10時30分～ ④午前11時～ ⑤午後1時15分～
⑥午後1時45分～ ⑦午後2時30分～ ⑧午後3時～
- (3)予約方法 03(3578)2429 に電話で予約、又はみなと母子手帳アプリから、希望する日時が含まれる時間帯をご予約ください。

みなと母子手帳アプリ
公式サイト



<https://minato.city-hc.jp/>

7 問合せ先

<認証保育所保育料助成制度について> 保育課 保育支援係 03(3578)2429

<認可保育園等の入園申込み及び施設等利用給付認定について>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

- | | | | |
|-------|--------------|----------------|--------------|
| ・芝地区 | 03(3578)3161 | ・高輪地区 | 03(5421)7085 |
| ・麻布地区 | 03(5114)8822 | ・芝浦港南地区(台場を含む) | |
| ・赤坂地区 | 03(5413)7276 | | 03(6400)0022 |

認証保育所をご利用の方へ

～認証保育所保育料助成制度のご案内～

認可保育園等保育料と認証保育所保育料の「差額」を受け取ることができます。

※受給するためには申請が必要です。

1 受給条件

申請する保護者が、①～⑤（⑤は0～2歳児クラスの区民税課税世帯のみ）をすべて満たしていること。

- ① お子さんと一緒に港区内に住んでいる。
- ② 認証保育所の保育料を支払っている。
- ③ 月160時間以上の月ぎめ契約をしている。
- ④ お子さんが教育・保育給付認定（2号又は3号）または施設等利用給付認定（2号又は3号）を受けている。

※区民税課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんは教育・保育給付認定が必要です。

区民税非課税世帯の0～2歳児クラスと、3～5歳児クラスのお子さんは施設等利用給付認定が必要です。

- ⑤ 認可保育園等の入所申込みをし、お子さんが待機児童となっている

複数の保育施設に通っている場合、助成金を受け取ることができる施設は1施設のみです。
認証保育所保育料助成制度を利用するためには、私立幼稚園や認可外保育施設の保育料の助成を受けていないことが条件となります。

2 受給金額

認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額

【受給金額の計算例】

＜例1＞3歳児、認証保育所保育料 68,000 円、 認可保育園等保育料 0 円（無償化対象児童）	
①認証保育所保育料	68,000 円
②認可保育園等保育料	0 円
①-② 受給金額	68,000 円
（内訳）施設等利用給付費	37,000 円
区独自助成	31,000 円

＜例2＞1歳児、認証保育所保育料 67,000 円、 認可保育園等保育料 74,400 円	
①認証保育所保育料	67,000 円
②認可保育園等保育料	74,400 円
①-② 受給金額	0 円
（内訳）区独自助成	0 円

3 申請方法

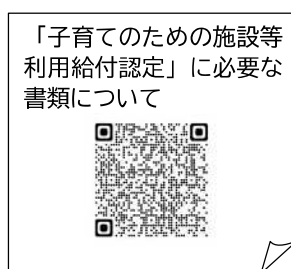
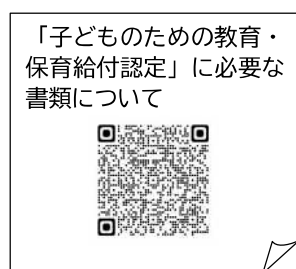
申請書類を利用している認証保育所に提出してください。

(1) 申請書類（3点）

- ① 認証保育所保育料減免申請書
- ② 同意書
- ③ 「子どものための教育・保育給付認定通知書」または「子育てのための施設等利用給付認定通知書」の写し

※ ①、②は、認証保育所、保育課保育支援係（港区役所本庁舎7階）で受け取ることができます。

※ ③は「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を受ける時に発行されるものです。



<③の書類に関する問合せ先>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

- ・芝地区 03 (3578) 3161 ・高輪地区 03 (5421) 7085
- ・麻布地区 03 (5114) 8822 ・赤坂地区 03 (5413) 7276
- ・芝浦港南地区（台場を含む） 03 (6400) 0022

(2) 提出先

利用している認証保育所

(3) 注意事項

- ・申請書類は、認証保育所を利用する年度の3月15日まで（休日の場合は翌開園日）に提出してください。
- ・助成金を受け取るためには年度ごとに申請が必要です。

4 問合せ先

保育課 保育支援係 03 (3578) 2429

制度の詳細については、専門員による電話相談（予約制）も受け付けています。

右の「みなと母子手帳アプリ」から、または、保育課保育支援係へのお電話によりご予約ください。

